

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B（以下「法人」という。）に雇用され、グループホーム利用者の生活支援等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、食欲不振、下痢、手の震えや動悸等の症状が続いていたところ、平成〇年〇月〇日、信頼関係にあると思っていた上司に請求人の同僚が訴えた請求人への苦情の内容を、この上司が請求人に教えなかったことから、請求人はこの上司と電話で口論となり、それまで体調不良を我慢して自分を奮いたたせていたものが、何も考えられない、動けない、何もしたくないという無気力な状態になったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「ストレス性頻拍症、高血圧症、心室期外収縮」と診断され、同年〇月〇日、D病院に受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「請求人に発病した精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、『F43.2 適応障害』でとすることが妥当である。発病時期は、平成○年○月上旬頃と考えるのが妥当である。」と述べている。当審査会としては、請求人の症状経過及び専門部会の「発病の時期については、請求人は平成○年○月○日以降、Eクリニック、Fクリニックにて『うつ病』と診断され抗うつ剤等の処方を受けていたが、症状は安定し通常の就労を続けていた状況から、既に寛解の状態にあったものと判断され、同僚とのトラブルが発生したことにより、何も考えられない、動けない、何もしたくない等の症状が出現した平成○年○月上旬頃と考えるのが妥当である。」とする専門部会の医学的意見等に鑑み、請求人は、平成○年○月上旬頃に、「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基

準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表I「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に当たる出来事は認められない。

イ 「特別な出来事以外」の出来事について

(ア) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、「Gとトラブルがあったこと」を主張している。

この点、決定書理由に説示のとおり、心を許せる同僚だと請求人の思っていたGが、請求人のGに対する対応への強い不満を法人に訴えているのがわかりショックを受けたという出来事が確認できる。この出来事は、金銭管理や業務日誌の記載方法、Gの勤務時間外に同人へ頻繁に電話をすること、Gが強い調子と受け止めるような言い方でGに対して指示等を行うことなど、請求人の業務の進め方や公私の区別ができていないことなどに不快感を持っていたGと請求人との間の業務に対する姿勢の相違が背景にあったものとみられるが、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が同僚との間に生じたとまではいえず、こうした事情を踏まえると、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」に当てはめるも、請求人の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人の時間外労働時間数についてみると、当審査会は、決定書理由に説示のとおり、監督署長の作成した労働時間集計表に記載された労働時間が妥当であると判断するところ、同集計表によれば、評価期間における時間外労働時間数は、本件疾病発病前1か月間の月54時間が最大であり、

評価期間において、恒常的な長時間労働があったとは認められない。

ウ 以上からすると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」が1つであることから、その心理的負荷の全体評価は「弱」であると判断する。

エ なお、請求人らは、請求人は平成〇年〇月初めに発病した本件疾病が、本件退職強要を受けたことによって、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に悪化してうつ病となったものと主張している。

この点、本件退職強要については、同年〇月〇日のH施設長らと請求人との面談の記録をみると、H施設長が請求人に対して懲戒処分の可能性も言及しながら自主的に退職を申し出るよう勧めていることは認められるものの、同勧奨は、請求人による食材流用等に係る内部調査を背景として行われたと認められるものであり、請求人の意を無視して強要されるといった様態でもなかったことからみて、同出来事は、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するような心理的負荷が極度とまで認められるとは言えないものである。したがって、請求人らが主張するように、仮に請求人の本件疾病が同出来事により悪化したとしても、これを業務上の事由によるものとは認めることはできない。

(4) 請求人の評価期間における業務以外の心理的負荷についてみると、一件記録を精査するも、認められない。

(5) 本件疾病の発病前における精神疾患の受診歴等個人側の要因についてみると、決定書理由に説示のとおり、請求人には、平成〇年頃から精神障害により精神科を受診し薬物療法を継続していることが認められる。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。